

千葉県告示第635号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年7月31日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
コペルプラス千葉あすみが丘教室 千葉県緑区あすみが丘東1丁目20番地17	株式会社コペル 東京都新宿区新宿四丁目1番6号JR新宿ミライナタワー 代表取締役 大坪 信之	令和5年 8月1日	1250102389	児童発達支援